

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規定《標章規定》

第 1 章 総則

第 1 条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という）における標章について必要な事項を定め、適正なる管理及び使用を図ることを目的とする。

第 2 条〔標章の制定〕

本協会の標章は、別図の通り本協会のシンボルマークとする。

第 3 条〔使用許可〕

本協会の標章を、その徽章、その他の意匠としてみだりに使用することはできない。この標章を意匠として使用を希望する時は、申請書（様式 1）を事務局に提出し、専務理事の承認を受けなければならない。

第 4 条〔改正〕

この規定の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規定は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

別図



〔図案 A〕

J F A の新しいブランディング活動に伴い、三重 F A のシンボルマークを制定しました。正しく使用することで、望ましいブランドイメージを構築していきます。従って、変更を加えることができるのは、比率を変えない縮小・拡大だけとなります



〔図案 B〕

【コンセプト】 ◆イメージ

- * アルファベットの M
- * シロチドリ（県鳥） 緩急のある動き、ジグザグの動きなど
予測不能の動きが特徴・上昇（飛翔）
- * 真珠 三重の特産・輝き・健康・長寿
- * 伊勢海老 三重の特産・赤

(様式 1)

申請日 (西暦) _____

一般社団法人三重県サッカー協会
会 長 岩間 弘 様

支部・委員会 _____

代 表 者 _____

標章使用申請

下記により、協会標章を使用したいので申請いたします。

記

1. 使用目的・使用数

- * 冊子作成 [冊]
- * 名刺作成 [名分] 各 (枚)
- * その他 []

2. 図案 (図案 A / 図案 B) 何れかに○を記入してください

3. その他

- * 申請書は、製作を希望する 30 日前までに提出を行うこと
- * 名刺作成の場合は、申請書と併せて名刺作成者名簿を提出すること。

..... 標章使用申請 (回答)

回答日 (西暦)

一般社団法人三重県サッカー協会
会 長 岩間 弘
(公印省略)

申請のありました上記標章について、承認しました。